

第十六回 参議院人事委員会會議錄第九号

二三六〇

昭和二十八年七月一日(水曜日)午後一時五十四分開会

委員の異動

六月三十日委員松岡平市君辭任につき、その補欠として加納金助君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 村尾 重雄君

理事

宮田 重文君
千葉 信君

委員

岡 三郎君
紅露 みつ君
持永 義夫君

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

○委員長(村尾重雄君) 只今より人事委員会を開会いたします。

本日の議題は公報記載の通りであります。六月三十日委員松岡平市君辭任につき、その補欠として加納金助君を議長において指名した。出席者は左の通り。

金化の必要を認めざるを得なくなりまして、それと同時に最近アメリカ側のドル償還も円滑になり、退職手当交付に伴う資金の見通しもついたため、速かに現金支払措置を講ずる必要があらます。又これは全国十九万駐留軍労働者の切実な要望でもあるので、ここに本法律案を提案いたしました次第であります。どうか各位の御賛成を御願いし、御決定をお願い申し上げます。

○委員長(村尾重雄君) 只今説明を願いました法律案について、質疑のあるかたはお願いいたします。

○委員長(村尾重雄君) 只今説明を願いました法律案について、質疑のあるかたはお願いいたします。

○委員長(村尾重雄君) 只今説明を願いました法律案について、質疑のあるかたはお願いいたします。

○委員長(村尾重雄君) 只今説明を願いました法律案について、質疑のあるかたはお願いいたします。

○委員長(村尾重雄君) 只今説明を願いました法律案について、質疑のあるかたはお願いいたします。

○委員長(村尾重雄君) 只今説明を願いました法律案について、質疑のあるかたはお願いいたします。

○委員長(村尾重雄君) 只今説明を願いました法律案について、質疑のあるかたはお願いいたします。

○委員長(村尾重雄君) 只今説明を願いました法律案について、質疑のあるかたはお願いいたします。

○委員長(村尾重雄君) 只今説明を願いました法律案について、質疑のあるかたはお願いいたします。

○委員長(村尾重雄君) 只今説明を願いました法律案について、質疑のあるかたはお願いいたします。

当の臨時措置に関する法律案を議題とするに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(村尾重雄君) 御異議ないと認めます。

それでは発議者から提案理由の説明を求めます。

○千葉信君 それでは提案の理由について御説明申し上げます。

現行の公務員給与の実情は先に提出された人事院勧告による給与水準さえも下廻るものであつて、この間、公務員の家計に与えた影響も少からざるものがあり、又一面、今日の我が国の国民生活の実態並びに民間企業における賃与支給の実情等に鑑みても、公務員に対する今期の期末手当の増額支給の必要が認められてゐるのであります。

御承知のごとく期末手当の制度は、「一般職の職員の給与に関する法律」及びこれを準用する諸法律により、国家公務員に対して六月と十二月にそれぞれ給与月額の百分の五十を支給することになつてゐるものであり、この給与法等に定める期末手当の支給額等については、給与改訂の一環として、人事院勧告等をも勘案して基本的に検討を加える必要があるものでありますが、当面本年六月に支給されるべき期末手当については早急に問題の解決を迫られておりますので、本法律案は、取りあへず本年六月限りの臨時措置としてその支給額の増額をはかうとするものであります。

その内容といたしましては、支給額の割合が従来百分の五十であつたものを百分の七十五に増加し、その他の場合もそれらの在職期間に応じておおよね之に準じて増加しようとするものである。

昭和二十八年七月九日印刷

であります。その増額の割合については、諸般の事情を考慮して、今回の臨時措置としては、止むを得ずこの程度にとどめたものであります。

何とぞ速かに御審議の上、御賛成あらんことをお願いいたします。

○委員長(村尾重雄君) 本法律案につきましては、本日は提案理由の説明を聴取するにとどめたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(村尾重雄君) それでは質疑は次回にお譲りいたします。暫時休憩いたします。

午後二時九分休憩

午後二時三十一分開会

○委員長(村尾重雄君) 休憩前に引続きまして開会いたします。それでは本日はこれにて散会いたします。

午後二時三十二分散会

六月三十日、本委員会に左の事件を付託された。

一、日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律の一部を改正する法律案(衆)

一、昭和二十八年六月に支給されるべき国家公務員に対する期末手当の臨時措置に関する法律案(千葉信君外二名発議)

法等の一部を改正する等の法律の一部を改正する法律案

日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律の一部を改正する法律案

日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律の一部を改正する法律案

日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律の一部を改正する法律案

日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律の一部を改正する法律案

日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律の一部を改正する法律案

日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律の一部を改正する法律案

日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律の一部を改正する法律案

日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律の一部を改正する法律案

日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律の一部を改正する法律案

日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律の一部を改正する法律案

日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律の一部を改正する法律案

日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律の一部を改正する法律案

日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律の一部を改正する法律案

べき期末手当の額の算定に当り当該職員給与月額に乘ずる割合は、当該法令の規定にかかわらず、左の各号に掲げる割合とする。

一 在職期間が六月の場合

百分の七十五

二 在職期間が三月以上六月未満の場合

百分の五十五

三 在職期間が三月未満の場合

百分の三十

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 法令の規定に基いて昭和二十八年六月以後この法律施行前に支払われた期末手当は、この法律の規定に従つて算出された額に係る期末手当の内払とみなす。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十八年六月に支給されるべき国家公務員に対する期末手当の臨時措置に関する法律案

昭和二十八年六月に支給されるべき国家公務員に対する期末手当の臨時措置に関する法律案

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局